

こんなこと 決めました

2015年
3月定例会
3月4日～18日

条例等の主なもの

●大崎町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について

この条例は、包括的支援事業を実施するために必要な地域包括支援センターの職員に関する資格や人数を厚生労働省令の基準に従って定めたもの

●大崎町介護保険条例の一部改正

この条例により、大崎町に住所を有する65歳以上の方の平成27・28・29年度の介護保険料が決まりました。

●大崎町老人福祉センターの指定管理者の指定について

管理者 社会福祉法人 大崎町社会福祉協議会
指定の期間 27年4月1日～30年3月31日

●大崎町シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

管理者 公益財団法人 大崎町シルバー人材センター
指定の期間 27年4月1日～30年3月31日

●大崎町町長等の給与の特例に関する条例の制定について

減額率 町長10% 副町長・教育長5%

教育委員会委員 同意

左記の方を教育委員会委員として同意しました。



住所 井俣2434番地1
氏名 福島 慎吾 氏(43歳)

固定資産評価審査委員会委員 同意

左記の方を固定資産評価審査委員会委員として同意しました。



住所 野方6220番地5
氏名 松山 正文 氏(69歳)



住所 菱田2652番地5
氏名 濱口 博 氏(66歳)